

控 訴 状

平成27年3月30日

大阪高等裁判所 民事部 御中

〒640-8152

和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201

控訴人 吉田 益夫



〒640-8154

和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル11階

被控訴人 豊田 泰史

損害賠償等請求事件

訴訟物の価額 210万円(本訴110万円、反訴100万円)

貼用印紙 2万4000円

上記当事者間の和歌山地方裁判所平成26年(ワ)第194号損害賠償請求本訴事件、平成26年(ワ)第305号損害賠償等請求反訴事件につき、平成27年3月18日判決の言渡しがあり、控訴人は、平成27年3月20日判決正本を受領したが、上記判決は控訴人敗訴部分につき不服であるから、控訴する。

第1. 原判決の主文

1. 被告は、原告に対し、110万円及びこれに対する平成26年2月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
2. 被告は、別紙記事目録3記載の各記事を削除せよ。
3. 被告は、被告が主宰する和ネット(<http://www.wa-net.net/>)において、原告に対する懲戒請求をした旨の記事を掲載してはならない。
4. 原告のその余の本訴請求及び被告の反訴請求をいずれも棄却する。
5. 訴訟費用は、本訴・反訴を通じてこれを25分し、その23を原告の負担とし、その余を被告の負

担とする。

6. この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

第2. 控訴の趣旨

1. 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。

2. 「被告は、別紙記事目録3記載の各記事を削除せよ」を取り消す。

3. 「被告は、被告が主宰する和ネット(<http://www.wa-net.net/>) において、原告に対する懲戒請求をした旨の記事を掲載してはならない」を取り消す。

3. 被控訴人は控訴人に対して、100万円及び平成26年2月19日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5. 訴訟費用は、第1審、第2審を通して、被控訴人の負担とする。

第3. 控訴理由

追って、提出する。

以 上